

未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属名:水道局

頁	整理 番号	債権名	所管部署 (連絡先)
1	1	給水料	総務部お客さまサービス課(06-6616-5477)
3	2	受託工事収益(修繕費)	工務部給水課(06-6616-5480)
5	3	受託工事収益(追徴金)	工務部給水課(06-6616-5480)
7	4	手数料	工務部給水課(06-6616-5480)
9	5	給配水等破損補償金	工務部東部水道センター(06-6927-8771) 工務部西部水道センター(06-6531-9211) 工務部南部水道センター(06-6627-9511) 工務部北部水道センター(06-6391-6301)

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	水道局	担当・事業所名	総務部お客さまサービス課	債権整理番号(3ケタ)	001	債権区分	私債権	債権名	給水料
----	-----	---------	--------------	-------------	-----	------	-----	-----	-----

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	B1	「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定			
-----	----	-----	----	-------------	----	---	--	--	--

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位: 千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度ケ	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ÷(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'÷ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令和6年度 当初目標	110,263	0	110,263	58,550	13,893	72,443	53.1%	65.7%	37,820	60,555,120	60,486,087	0	60,486,087	99.9%	99.9%	69,033	99.8%	99.8%	106,853
B 令和6年度 修正目標	111,409	0	111,409	59,158	9,915	69,073	53.1%	62.0%	42,336	62,426,880	62,364,453	0	62,364,453	99.9%	99.9%	62,427	99.8%	99.8%	104,763
C 令和6年度 実績	111,409	▲ 2,197	113,606	47,338	12,196	57,337	41.7%	51.5%	54,072	64,167,695	64,088,174	0	64,088,174	99.9%	99.9%	79,521	99.8%	99.8%	133,593
D 令和7年度 計画※	106,853	0	106,853	56,739	13,463	70,202	53.1%	65.7%	36,651	60,280,000	60,213,692	0	60,213,692	99.9%	99.9%	66,308	99.8%	99.8%	102,959
E 令和7年度 目標	133,593	0	133,593	70,938	12,558	83,496	53.1%	62.5%	50,097	63,637,648	63,574,010	0	63,574,010	99.9%	99.9%	63,638	99.8%	99.8%	113,735
F 令和7年度 実績	133,593	▲ 1,588	135,181	66,318	10,170	74,900	49.1%	56.1%	58,693	65,332,527	65,259,801	1	65,259,802	99.9%	99.9%	72,725	99.8%	99.8%	131,418
G 令和8年度 計画※	102,959	0	102,959	54,671	12,973	67,644	53.1%	65.7%	35,315	59,180,000	59,114,902	0	59,114,902	99.9%	99.9%	65,098	99.8%	99.8%	100,413
H 令和8年度 目標	131,418	0	131,418	71,111	11,564	82,675	54.1%	62.9%	48,743	66,613,458	66,546,844	0	66,546,844	99.9%	99.9%	66,614	99.8%	99.8%	115,357
I 令和9年度 計画※	100,413	0	100,413	53,319	12,652	65,971	53.1%	65.7%	34,442	58,850,000	58,785,265	0	58,785,265	99.9%	99.9%	64,735	99.8%	99.8%	99,177

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の取組実績・課題・改善策など

令和7年度の取組実績
①受託業者との定例会については、各事業所単位及びお客様サービス課において毎月継続的に実施し、取組内容及び実績への反映を確認している。 ②給水停止の執行が困難な案件については、個別状況に応じて支払督促等の法的措置も視野に入れた督促を継続的に実施し、未収金の消滅に取り組んでいる。 ③未収金回収特別チームの取扱案件から北部営業担当(東部)へ移管。長期かつ高額案件に係る未収金回収に取組んでいる。 ④建設局との定例会を四半期ごとに継続して開催。 ⑤住民票調査及び法務局調査について、対象案件の発生時に迅速かつ適切に実施し、債務者の所在及び資産状況の的確な把握に努める。 ⑥旧使用場所における料金未納を理由とした新使用場所の給水停止の実績は、お客さまに対して予告通知を行った件数が189件、その内92件は給水停止に至らず全額回収となり、残りの97件は給水停止を執行して全額回収となっている。 ⑦滞納整理担当係長及び受託業者との定例会において、時効更新措置(督促記録の徹底及び債務の承認確認書の取得)の重要性を改めて周知した。高額滞納案件の対応状況を個別に確認し、必要に応じて受託業者に対し指示を行った。
課題と改善策
【課題】 ・法的措置の実施基準が曖昧なことにより、適切な判断に時間を要している。 ・高額、長期案件の管理の徹底。 ・未収金回収特別チームの取扱案件については、北部営業担当(東部)へ移管後も未収金回収に取り組ませるとともに、随時進捗確認を実施し、状況把握および管理の徹底を図る。 【改善策】 ・法的措置、調査の基準や業務フローの明確化。 ・高額案件の重点管理(定期確認)。 ・指示事項の「期限・担当者」を明確化。

4. 令和8年度の取組内容 … 「1. 令和7年度の目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和7年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
①未納整理業務受託業者に対して、業務の適正な履行を確保するとともに、徴収率向上に向けた適時の指導・監督を徹底し、成果重視の取組と優良事例の共有を通じて、業務品質の向上・底上げを図る。 ②給水停止の執行が困難な高額・長期滞納案件については、支払督促・少額訴訟等の法的措置を積極的かつ計画的に実施する ③建設局との定期的な担当者会議の開催により情報共有の強化を図るとともに、徴収困難案件については未収金回収の促進に向け、必要に応じて共同督促を実施する。 ④住民票調査および法務局調査については、対象案件発生時に迅速かつ適切に実施し、債務者の所在および資産状況を含む、法的措置・回収対応に必要な情報の的確な把握に努める。 ⑤旧使用場所における料金未納者が市内転居した場合には、新使用場所での給水停止を確実に実施するとともに、予告段階から納付促進を強化し、未収金回収と抑止効果の向上を図る。 ⑥滞納整理担当係長および受託業者との定例会において、時効更新措置(督促記録の徹底および債務承認確認書の取得)の重要性を改めて周知するとともに、高額滞納案件の対応状況を個別に確認し、必要に応じて受託業者へ指示を行うことで、債務承認確認書の確実な取得をはじめとした適正な時効管理および回収有効性の向上に努める。
未収金の発生抑制に向けた取組
・上記の取組を継続する。 ・高額・難航案件は個別に進捗を確認しつつ、新規未収金の発生抑制に努める。 ・口座振替等の普及率向上に向けた取り組みを推進する。

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)																				
分類	回収債権									整理債権									合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のも 又は 交付要求中のも 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の責力回復を待ったが、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残る、回収込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在が、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 = 上記2のF(令7実績)のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く、(その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)			
過年度	未収債権の件数	0	0	5,045	0	0	50	0	0	0	5,095	0	0	322	117	31,340	0	729	32,508	37,603
	未収金残高	0	0	7,164	0	0	5,925	0	0	0	13,089	0	0	1,264	133	37,661	0	6,546	45,604	58,693
現年度	未収債権の件数	0	47,762	0	0	0	18	0	0	0	47,780	0	0	106	12	114	0	0	232	48,012
	未収金残高	0	72,124	0	0	0	264	0	0	0	72,388	0	0	215	11	111	0	0	337	72,725

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権 : ④ → ⑤) 又は ⑥) 又は ⑦) 又は ⑧) 又は ⑨) / 整理債権 : (⑩) 又は ⑪) 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭) 又は ⑮) 又は ⑯)

令和7年度
決算見込に
おける
債務者数

44,849人

令和7年度決算見込における
未収債権の件数(過年度+現年度)

85,615

令和7年度決算見込における
未収金残高(過年度+現年度)
= 上記2のF(令7実績)のケ

131,418

6. 令和6年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

1位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記20市)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	41.7%	-
現年度徴収率	99.9%	91.8%

	大阪市 (上記20市)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	99.8%	-

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

※東京都及び政令指定都市(千葉市・相模原市を除く)19都市について、過年度徴収率についてはデータが無いため記載していない。現年度徴収率については令和6年度3月末の徴収率である。

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	水道局	担当・事業所名	工務部給水課	債権整理番号(3ケタ)	002	債権区分	私債権	債権名	受託工事収益(修繕費)
----	-----	---------	--------	-------------	-----	------	-----	-----	-------------

1. 令和7年度の目標(＝未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	B1	「A」…目標達成、「B1」…取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」…取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定			
-----	----	-----	---	-------------	----	---	--	--	--

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度ケ"	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ÷(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'÷ (エ'＋オ')	キ" ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク" ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ" ＝ケ＋ケ' ＝ク＋ケ'
A 令和6年度 当初目標	6	0	6	0	0	0	0.0%	0.0%	6	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	6
B 令和6年度 修正目標	6	0	6	6	0	6	100.0%	100.0%	0	88	88	0	88	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
C 令和6年度 実績	6	0	6	0	0	0	0.0%	0.0%	6	93	93	0	93	100.0%	100.0%	0	93.9%	93.9%	6
D 令和7年度 計画※	6	0	6	0	6	6	0.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	100.0%	0
E 令和7年度 目標	6	0	6	0	6	6	0.0%	100.0%	0	110	110	0	110	100.0%	100.0%	0	94.8%	100.0%	0
F 令和7年度 実績	6	0	6	0		0	0.0%	0.0%	6				0	－	－	0	0.0%	0.0%	6
G 令和8年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
H 令和8年度 目標	6	0	6	6		6	100.0%	100.0%	0				0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
I 令和9年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の取組実績・課題・改善策など

令和7年度の取組実績

・徴収停止の手続きを進め、消滅時効期間経過までは年に1回程度、徴収停止の要件に変わりが無いか確認を行う。

・債権発生直後に、速やかに徴収を行う。

・未収金発生の場合は、調定発生の経過を説明し、速やかに督促を行う。

課題と改善策

【課題】

・調定発生時点で、当該債権について十分な説明を行うことができなかったことが未収金の発生の要因となった。

【改善策】

・調定発生時点で、説明と丁寧な対応を行う。

4. 令和8年度の取組内容 … 「1. 令和7年度の目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和7年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・消滅時効期間が経過するまでの間は、年に1回程度、徴収停止の要件に変更がないか確認を行う。

なお、債権者と連絡が取れた場合には、調定の経過について説明のうえ、催告を実施する。

未収金の発生抑制に向けた取組

・債権が発生した場合は、調定の経過について丁寧に説明のうえ、速やかに徴収を行うものとする。

なお、未収金が発生した場合には、速やかに督促を実施し、徴収に務めるものとする。

・

・

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） …… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

回収債権										整理債権								合計
分類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	※ 残高の数字の 一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】債務名義取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の責力回復を待ったため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が見込みがないもの 【非・私】債務名義取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは相続人不存在が確定したが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの		残高の合計 = 上記2のF (令7実績)のケ及びケ'
過年度未収債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3
過年度未収金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6
現年度未収債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現年度未収金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 …… ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：④ → ⑤) 又は ⑥) 又は ⑦) 又は ⑧) 又は ⑨) 又は ⑩) 又は ⑪) 又は ⑫) 又は ⑬) → ⑭) 又は ⑮) → ⑯)

令和7年度 決算見込に おける 債務者数	2	人
令和7年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	3	
令和7年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のF(令7実績)のケ'	6	

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	水道局	担当・事業所名	工務部給水課	債権整理番号(3ケタ)	003	債権区分	私債権	債権名	受託工事収益(追徴金)
----	-----	---------	--------	-------------	-----	------	-----	-----	-------------

1. 令和7年度の目標(＝未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	－	合計(過年度＋現年度)	B1	「A」…目標達成、「B1」…取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」…取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定			
-----	----	-----	---	-------------	----	---	--	--	--

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度ケ''	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ÷(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'÷ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令和6年度 当初目標	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
B 令和6年度 修正目標	198	0	198	9	189	198	4.5%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	4.5%	100.0%	0
C 令和6年度 実績	198	0	198	0	0	0	0.0%	0.0%	198	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	198
D 令和7年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
E 令和7年度 目標	198	0	198	9	189	198	4.5%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	4.5%	100.0%	0
F 令和7年度 実績	198	0	198	0	189	189	0.0%	95.5%	9	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	95.5%	9
G 令和8年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
H 令和8年度 目標	9	0	9	0	9	9	0.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	100.0%	0
I 令和9年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の実績・課題・改善策など

令和7年度の実績
・総務課法務監査担当に法律相談を行った結果、不納欠損処理を進めるよう判断を受けた。さらに、念のため総務局において法的リスク審査を受けることとし、その審査結果を踏まえ、時効の援用の確認ができた4件について不納欠損処理を実施したものである。 ・ ・
課題と改善策
【課題】 ・ ・ ・ 【改善策】 ・ ・ ・

4. 令和8年度の実績・課題・改善策など

未収金の解消に向けた取組
・残り1件については、引き続き総務課法務監査担当と協議しながら、未収金の処理を行っていく予定である。 ・ ・
未収金の発生抑制に向けた取組
・債権が発生した場合は、調定の経過について丁寧に説明のうえ、速やかに徴収を行うものとする。 なお、未収金が発生した場合には、速やかに督促を実施し、徴収に務めるものとする。 ・ ・

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） …… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)																	
分類	回収債権									整理債権							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	合計
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の責力回復を待ったため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在が確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 = 上記2のF (令7実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)
過年度未収債権の件数										0						1	1
過年度未収金残高										0						9	9
現年度未収債権の件数										0							0
現年度未収金残高										0							0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 …… ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ → ⑪) 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ → ⑯

令和7年度 決算見込に おける 債務者数	1	人	令和7年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	1
			令和7年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のF(令7実績)のケ'	9

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	水道局	担当・事業所名	工務部給水課	債権整理番号(3ケタ)	004	債権区分	非強制徴収公債権	債権名	手数料
----	-----	---------	--------	-------------	-----	------	----------	-----	-----

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	B1	「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定
-----	----	-----	----	-------------	----	---

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位: 千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度ケ''	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ÷(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'÷ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令和6年度 当初目標	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
B 令和6年度 修正目標	1,882	0	1,882	1,874	8	1,882	99.6%	100.0%	0	10,082	10,082	0	10,082	100.0%	100.0%	0	99.9%	100.0%	0
C 令和6年度 実績	1,882	0	1,882	1,845	0	1,845	98.0%	98.0%	37	10,752	9,184	0	9,184	85.4%	85.4%	1,568	87.3%	87.3%	1,605
D 令和7年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
E 令和7年度 目標	1,605	0	1,605	1,590	15	1,605	99.1%	100.0%	0	10,774	10,774	0	10,774	100.0%	100.0%	0	99.9%	100.0%	0
F 令和7年度 実績	1,605	0	1,605	1,575	5	1,580	98.1%	98.4%	25	9,323	7,734	0	7,734	83.0%	83.0%	1,589	85.2%	85.2%	1,614
G 令和8年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
H 令和8年度 目標	1,614	0	1,614	1,612	2	1,614	99.9%	100.0%	0	10,233	10,233	0	10,233	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
I 令和9年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の実績・課題・改善策など

令和7年度の実績
・納付期限後、一定期間が経過したものについては、納入状況を確認し、適宜督促を行った。 ・未収金を発生させない取り組みとして窓口での現金取扱いにより図面の交付を行った。
課題と改善策
【課題】 ・水道局から未収相手に連絡が繋がらない状況が続く場合がある。 【改善策】 ・未収相手から連絡があれば速やかに督促を行えるように情報管理している。

4. 令和8年度の実績・課題・改善策など

未収金の解消に向けた取組
・納付期限後、一定期間が経過したものについては、納入状況を確認し、適宜督促を行う。
未収金の発生抑制に向けた取組
・納付期限後、一定期間が経過したものについては、納入状況を確認し、適宜督促を行う。 ・未収金を発生させない取り組みとして窓口での現金取扱いにより図面の交付を行っている。

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） …… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)																	
分類	回収債権									整理債権							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	合計
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の責力回復を待ったため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在 停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 = 上記2のF (令7実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)
過年度未収債権の件数		1								1				32			32
過年度未収金残高		1								1				24			24
現年度未収債権の件数	1,090	1,028								2,118							0
現年度未収金残高	818	771								1,589							0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 …… ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ → ⑪) 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ → ⑯

令和7年度 決算見込に おける 債務者数	709	人
令和7年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	2,151	
令和7年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のF(令7実績)のケ'	1,614	

未収金目標及び具体取組内容書

所属	水道局	担当・事業所名	工務部水道センター	債権整理番号(3ケタ)	005	債権区分	私債権	債権名	給配水等破損補償金
----	-----	---------	-----------	-------------	-----	------	-----	-----	-----------

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	A	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	B1	「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定
-----	---	-----	----	-------------	----	---

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

過年度分										現年度分							合計		
前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高		調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度ケ	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ÷(エ＋オ)		ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'÷ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令和6年度 当初目標	16.897	0	16.897	3.379	0	3.379	20.0%	20.0%	13.518	27.365	24.629	0	24.629	90.0%	90.0%	2.736	63.3%	63.3%	16.254
B 令和6年度 修正目標	18.637	0	18.637	3.727	0	3.727	20.0%	20.0%	14.910	29.147	27.107	0	27.107	93.0%	93.0%	2.040	64.5%	64.5%	16.950
C 令和6年度 実績	18.637	431	18.206	1.162	0	1.593	6.4%	8.5%	17.044	41.729	37.808	0	37.808	90.6%	90.6%	3.921	65.0%	65.3%	20.965
D 令和7年度 計画※	16.254	0	16.254	1.625	317	1.942	10.0%	11.9%	14.312	24.200	22.990	0	22.990	95.0%	95.0%	1.210	60.8%	61.6%	15.522
E 令和7年度 目標	20.965	0	20.965	2.097	0	2.097	10.0%	10.0%	18.868	35.412	33.641	0	33.641	95.0%	95.0%	1.771	63.4%	63.4%	20.639
F 令和7年度 実績	20.965	0	20.965	2,752	0	2,752	13.1%	13.1%	18.213	41.859	31,794	0	31,794	76.0%	76.0%	10,065	55.0%	55.0%	28.278
G 令和8年度 計画※	15.522	0	15.522	1,552	169	1,721	10.0%	11.1%	13.801	24.200	22,990	0	22,990	95.0%	95.0%	1,210	61.8%	62.2%	15,011
H 令和8年度 目標	28.278	0	28.278	9,488	1,246	10,734	33.6%	38.0%	17,544	39,511	37,535	0	37,535	95.0%	95.0%	1,976	69.4%	71.2%	19,520
I 令和9年度 計画※	15,011	0	15,011	1,501	206	1,707	10.0%	11.4%	13,304	24,200	22,990	0	22,990	95.0%	95.0%	1,210	62.5%	63.0%	14,514

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の実績・課題・改善策など

令和7年度の実績
・各センターにおける債権の督促・債権回収・整理状況・新規徴収停止案件の進捗管理を毎月行った。 ・法的措置(支払督促)については、東部で2件行っているが西部・南部・北部については、実施予定の相手から納入があった影響や行方不明であった影響もあり、事前調整に留まった。 ・毎月係長会議、四半期ごとに担当者会議を行い、債権情報の共有及び業務の進捗管理を行った。 ・納期が過ぎている未納者には、郵便及び電話による督促を継続するほか、所在確認が出来ない場合は、訪問時間を考慮した現地調査や住民票・法人登記調査を適宜実行し、時効を迎える案件については、時効満了前に催告を実施し、時効を猶予したうえで、法的措置実施の検討を行った。 ・破損補償金の制度や補償金額等に不服を申し立てる者に対して、根拠や請求内容を説明し、支払いを促すことを適宜実施した。 ・各センター担当者に対して、財政局主催の債権管理・回収研修に参加させ、知識向上に努めた。 ・4センター間に跨る同一未収債権者について、担当センターを定め、集中的な督促・徴収を行いつつ、催告に関する情報共有も合わせて行った。 ・当該業務に係る事務処理が困難な案件に直面した際は、弁護士相談等を行い、相談結果を共有した。 ・行方不明や事業休止による徴収が困難な案件に対して、大阪市債権管理の手引き記載の要件を確認し、徴収停止処理を行った。また、これまで徴収停止処理を行っている案件について改めて手引きの要件に該当しているか確認を行った。
課題と改善策
【課題】 ・受付から督促までのそれぞれの業務において、マニュアルや大阪市債権管理手引きに定められた日数よりも時間を要して処理をしていたことが判明した。 ・法的措置の実施について、一定の金額以上の債権に対して2件実施したが、1件は、財産開示請求を経て刑事告発まで至り、現在も債務者と連絡が取れない状態であり、もう1件は支払督促実施後、債務者から異議申立があった。 【改善策】 ・マニュアルで規定等で定められている処理日数については適正に行う旨を明確に記載し、調定発生から債権放棄までの一連の業務の流れを明確化することがある。 ・支払督促の実施について、これまでのアドバイザー相談等を踏まえて、債務者特定の可否や債権の悪質性を指標とした基準を明確化し、適正に実施することがある。

4. 令和8年度の実績・課題・改善策など

令和8年度の実績
1. 未収金の解消に向けた取組 ①水道センター事務処理マニュアルの随時見直し及び補完の実施。 ②各センターにおける債権の督促・債権回収・整理状況・新規徴収停止案件の進捗管理 ③継続的な法的措置(支払督促)の手続き ④法的措置に耐えうる根拠資料の整理、弁護士への確認 ⑤庶務担当係長会議等での連絡調整 ⑥第三者破損補償金債権回収対策PTでの連絡調整 ⑦破損を繰り返す債務者に関する情報交換 ⑧複数センターに跨る債務者の実施主体となるセンター間調整 ⑨当該業務にかかる弁護士相談等の結果の共有 ⑩債権が発生しない仕組みづくりに係る技術職員の検討状況(要領見直し含む)の共有 ⑪債権放棄に向けた制度所管課との調整
未収金の発生抑制に向けた取組
・現在、当局にて施工している修繕工事について、破損の原因者が任意の指定給水装置工事事業者による施工を選択できる制度へと変更し、修繕工事に起因して当局に発生する債権を抑制できないか検討する。 ・確認書取得後のHP等での申込者の確認をして会社名や住所に疑義が生じた場合は依頼者の所在確認をする。 ・債権内容で折り合わない案件防止のため、可能な限り既設材料の再利用に努め、高額な工種や材料を使用する場合は交換が必要な理由を依頼者へ十分に説明するように徹底する。

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） …… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権								合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種催告中 で、財産調査中 又は 行方不明等で所在 など調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中の もの	【強制公】 差押え後、換 手続中 又は 交付要求中の もの 【非・私】 債務名義取得 のための法的手 続中のもの	【強制公】 差押え後、換 手続中 又は 換償予定のもの 【非・私】 債務名義取得 後、強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	換償猶予等又は 履行延期の特 約等又は分納 契約により、 分割納付中であ り、 現在の分割納付 額で、10年以 上経過している もの	換償猶予等又は 履行延期の特 約等又は分納 契約により、 分割納付中であ り、 現在の分割納付 額で、10年以 上経過している もの	換償猶予等又は 履行延期の特 約等により、 債務者の資力 回復を待つた り、 納付を猶予し て いるもの	換償猶予等又は 履行延期の特 約等又は分納 契約により、 分割納付の履 行が滞り、 再度、納付交渉 中のもの	【強制公】 差押えを行った が、換償見込 のないもの 又は 換償済だが、未 収金が残りの 換償見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額によ り、強制執行見 込のないもの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後な お相続人未確定 若しくは、 相続人不存在 確定したが、 停止の判断に至 っていないもの	債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞 滞分の停止の 決議を行っている もの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を行 っているもの	【強制公】 債務者が生活 困難中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないも の	消滅時効期間 が経過している もの		
過年度 未収債権 の件数		399	35	1	2	4			1	442		2	2	2	181	75	262	704
過年度 未収金 残高		10,849	706	17	35	297			5	11,909		42	36	70	3,939	2,218	6,305	18,214
現年度 未収債権 の件数		77	8							85		1					1	86
現年度 未収金 残高		9,788	245							10,033		32					32	10,065

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月12回の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が分割して相続されるが、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 …… ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：(⑩ → ⑪ 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ → ⑯

令和7年度 決算見込に おける 債務者数	794	人	令和7年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	790
			令和7年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) ＝ 上記2のF(「令7実績」のケ)	28,279